

群馬県文化審議会について

1 群馬県文化審議会

【設置根拠】

群馬県文化基本条例第32条の規定に基づき、平成24年7月27日に設置。

【役割】

- ・文化振興指針に定める事項について調査審議し、知事に意見を述べること。
- ・文化振興基金の処分について調査審議し、知事に意見を述べること。
- ・文化振興に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、知事に意見を述べること。

【組織】

- ・委員15人（うち、2名は公募委員）
- ・委員は、学識経験者、文化活動を行う者、文化関係団体の代表者、公募委員で構成
- ・委員の任期は2年間（2018年7月27日～2020年7月26日）

【開催時期】

原則として、年2回（9月～10月及び2月～3月）開催する。

〔審議内容等〕

- ・第1回 → 文化振興指針の年次報告書などについて協議する。
- ・第2回 → 翌年度の文化関連主要予算の報告及び当該年度の各部会の開催状況について報告する。

2 部会

文化審議会を機動的に機能させるため、次の部会を設置する。

(1) **文化振興指針及び文化振興基金部会**

- ・文化振興指針の策定、進捗管理について調査審議する。
- ・文化振興基金の活用について調査審議する。
- ・年2回程度開催する。

(2) **県立美術館・博物館運営検討部会**

- ・県立美術館・博物館の運営について調査審議する。
- ・年2回程度開催する。

※各部会とも、審議案件の状況により随時開催する。